

○平成24年4月から、新たな障害者相談支援がはじまります。

★身体・知的・精神の障害ごとに設置されていた「障害者（児）生活支援センター」が、3障害ワンストップの相談窓口となる「障害者基幹相談支援センター」へ変わり、場所が区役所内へ移ります。

★障害者の情報の拠点となる「総合相談情報センター」を、健康福祉プラザ内に開設します。

また、指定相談支援事業者では、障害福祉サービスを利用する障害のある方に対し、サービスを利用するためのケアプラン作成や、施設や病院からの地域移行に向けての相談などができるようになります。

障害者基幹相談支援センター（堺市委託事業）

◎身体・知的・精神の障害のある方への相談窓口です。

福祉サービスのことが知りたい、健康管理が心配、一人暮らしがしたい、自分らしく暮らしたい、仕事をしたい、子どもの成長や将来が不安、仲間がほしい、家族や友人とうまくいかないなど、相談したいこと、不安なことを相談員がお聞きします。

相談の内容に応じて、必要な支援機関を紹介します。

◎障害者の権利を守ります。

成年後見制度をはじめとする障害者の権利を守るための制度利用や、権利侵害に関する相談に応じます。

◎区域の相談機関の「まとめ役」です。

区域内の計画相談支援・地域相談支援・障害児相談支援を行う指定相談支援事業者と連絡・調整を行いながら、区域の核となって、より良い相談支援体制に向けて、環境の整備を行います。

区障害者自立支援協議会の中心的役割を担います。

総合相談情報センター（堺市委託事業）

◎障害者に役立つ情報の拠点です。

障害福祉サービスの情報検索システムをはじめ、障害者に必要な情報の発信や、新たな情報を収集する役割を担います。

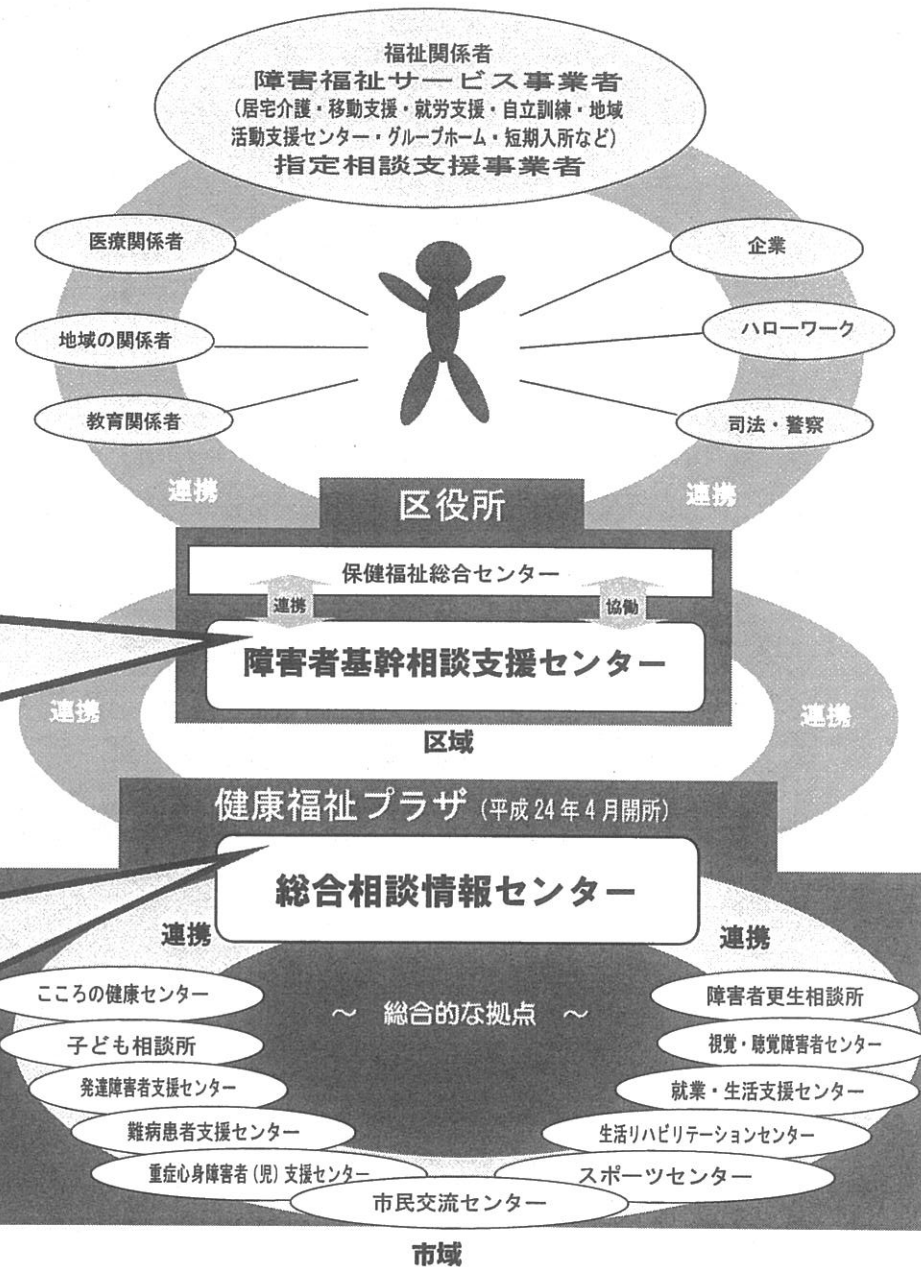
◎専門相談機関とともにサポートします。

区障害者基幹相談支援センターや地域の指定相談支援事業者で対応できない専門的な相談に対し、プラザ内の専門相談機関とともに、解決に向けてサポートします。

◎市全域の相談支援の拠点です。

各区障害者自立支援協議会からあげられた様々な課題について、協議する市障害者自立支援協議会の中心的な役割を担います。また、地域移行を推進していくための体制や環境を整備する役割を担います。

～ 地域で、生き生きと生活することを応援します。～



基幹相談支援センター、総合相談情報センター、指定相談支援事業者、地域福祉課、市の役割分担と連携早見表

業務項目	区域				市域			
	身近な地域	区役所			健康福祉プラザ		市役所	
	指定相談支援事業者等 (社会福祉法人等)	保健福祉総合センター 地域福祉課 (精神のみ保健センター)	保健福祉総合センター 保健センター (精神保健福祉法関係)	障害者基幹相談支援センター (NPO法人堺市相談支援ネット)	総合相談情報センター (NPO法人堺市相談支援ネット)	障害者更生相談所 こころの健康センター 子ども相談所 発達障害者支援センター 難病患者支援センター 障害者就業・生活支援センター	障害施策推進課	障害者支援課
基本機能	【個別給付事業】 ・福祉サービスのサービス等利用計画の作成と、そのモニタリング ・地域移行支援と地域定着支援	・障害福祉サービスの申請窓口、支給決定(身体的知的) ・障害者手帳の交付等各種手続き ・障害者虐待防止法の措置権等	・精神保健、医療に関する相談 ・精神科病院への措置入院 ・精神保健福祉相談員の配置	・3障害の福祉に関するワンストップサービス窓口 ・区域の相談支援ネットワークの拠点 ・区役所との密な連携 ・権利擁護機能	・基幹相談支援センターの後方支援(困難ケース・権利擁護を必要とするケースのスーパーバイズ) ・健康福祉プラザ内の専門相談機関、基幹相談支援センター間の総合的な連携調整 ・各種相談支援事業の事務局機能 ・市域の相談支援ネットワークの拠点 ・障害者の情報に関する拠点	・分野別の専門相談機関 ・総合相談情報センターとの連携 ・専門相談機関間の連携	・基幹相談支援センター、総合相談情報センターの統括 ・実施要綱の作成 ・各種事業の予算統括	・障害福祉サービスに関する統括
総合相談 (障害者相談支援事業)		・相談等 ・平日日中の相談体制	・精神保健福祉相談	・総合相談窓口(計画相談支援・地域相談支援が必要なケースは、指定相談支援事業所へ引き継ぐ) ・平日日中の相談体制(必要に応じて携帯転送)	・総合相談窓口(継続支援が必要なケースは、対応状況等を踏まえ基幹相談や専門相談機関へ引き継ぐ) ・平日日中の相談体制(必要に応じて携帯転送)	・専門相談機能	・事業統括、ガイドラインの作成	・指定相談支援の給付に関する統括
地域生活支援事業 (相談支援事業)					・相談支援機能強化事業の調整(弁護士等の派遣) ・居住サポート事業の調整(不動産協会への啓発)	・各種事業への支援	・事業統括、ガイドラインの作成	
障害福祉サービス関係	・基幹相談支援センター等からの紹介を受ける。 ・相談受付(電話・来所/本人等、関係者) ・アセスメントの実施/計画書等の作成 ・支援介入/モニタリング・評価	・障害福祉サービスの申請受付 ・障害程度区分認定調査 ・障害程度区分及び支給決定 ・基幹相談支援センターとの連携	・業務上の連携	・指定相談支援事業者で対応できない複雑困難な事例に対してのケースワーク ・これまでに福祉サービスにつながっておらず、サービスにつなげるまでの支援	・相談上の連携	・相談上の連携		・指定相談支援の給付に関する統括
地域移行	・地域移行支援、地域定着支援の実施(個別支援)	・地域移行支援、地域定着支援の申請受付、支給決定 ・基幹相談支援センターとの連携	・退院に向けての相談 ・地域移行に関する事業への協力	・区域における地域移行の旗振り役(施設や病院への啓発など) ・地域相談支援事業者への支援	・地域移行に関する全体調整(市域レベルの会議運営) ・地域移行に関する研修企画 ・啓発関連の冊子等の作成	・各種会議への支援	・事業統括、ガイドラインの作成	・事業統括、ガイドラインの作成
困難事例の支援		・相談等 ・個人情報(介護保険、経済状況、家族構成等)の速やかな提供 ・障害者虐待防止法の措置権に関わる相談、調整	・精神障害者への相談 ・入院等受診困難者への対応 ・医療保護入院、措置入院への対応 ・心神喪失者等医療観察法への連携	・高次脳機能障害、発達障害、重複障害者へのチーム支援 ・障害者虐待、消費者被害を含めた困難事例の対応(事例により区役所と連携・対応)	・専門相談機関を協力しながら、基幹相談支援センターへのスーパーバイズも含めた後方支援	・基幹相談及び総合相談情報センターからの困難事例への技術的支援	・連携の基準を作成 ・地域福祉課に対する支援	
相談支援専門員への支援			・専門的な技術的支援	・個々のケースのリアルタイムな相談、支援	・スキルアップを図るための研修企画 ・各種研修情報の提供	・研修、啓発普及	・事業者への指導、支援	
虐待防止 権利擁護 成年後見利用援助		・相談・通報窓口 ・老人福祉法の措置・緊急一時入所 ・立入調査 ・成年後見制度市長申立の活用	・相談上の連携	・障害者虐待の防止に向けた相談 ・発見した際、区役所と協議し対応する	・障害者虐待に関する研修・啓発 ・権利擁護に関する研修等	・各機関への技術指導	・障害者虐待対応マニュアルの見直し ・地域福祉課に対する支援	
障害者自立支援協議会	・区協議会への参画	・区協議会の運営・参画	・区協議会の運営・参画	・区協議会の中心的役割 ・市協議会への参画	・市自立支援協議会の開催・運営(協議会事務局補助機能) ・障害当事者部会、地域生活支援部会の開催・運営	・区及び市協議会、部会への参画	・事務局	・市協議会への参画
社会資源の 発見・整備		・各種情報の発信(フォーマルが中心)	・各種情報の発信(フォーマルが中心)	・情報の収集と発信	・情報の収集と発信(インフォーマルを含む) ・情報検索システムの運営 ・啓発周知パンフレット等の発行	・各種専門的な情報の発信(フォーマルが中心)		
統計関係				・月報、年報報告	・月報、年報報告		・統計統括	・統計統括